

令和4年度 建政委第17号 静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定業務
公募型プロポーザル（企画提案）実施要領

1 目的

この実施要領は、「令和4年度 建政委第17号 静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定業務」の契約予定者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

令和4年度 建政委第17号 静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定業務

(2) 業務の概要

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 委託料

5,777,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を上限額とする。

(5) 支払方法

業務完了の検査合格後、受注者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(6) 関連資料の閲覧

次の計画・報告書について、静岡市ホームページで確認することができる。

ア 「第3次静岡市総合計画」

https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000004.html

静岡市トップ⇒市政情報⇒自治・計画⇒基本構想・総合計画⇒第3次静岡市総合計画

イ 「第4次静岡市総合計画」（令和5年度から令和12年度まで）

（現在策定中であり、現時点のホームページ掲載内容は、会議の議題等のみ）

https://www.city.shizuoka.lg.jp/750_000232.html

静岡市トップ⇒市政情報⇒自治・計画⇒基本構想・総合計画⇒第4次静岡市総合計画

ウ 「静岡市デジタル化推進プラン」（概ね2年単位での見直しがあります）

https://www.city.shizuoka.lg.jp/457_000001.html

静岡市トップ⇒市政情報⇒情報化・情報セキュリティ⇒静岡市デジタル化推進プランを策定しました。

エ 令和3年度 静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定検討業務 業務報告書

静岡市トップ⇒事業者向け⇒事業者募集⇒静岡市インフラ分野のDX推進プラン策定業務

3 参加資格

企画提案の参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 日本国内に本店、支店又は営業所等を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続きの申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 静岡市入札参加資格を有する場合、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (7) 平成 24 年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した「同種業務、類似業務」又は「同種研究、類似研究」の実績を有していること。
- ※「同種業務、類似業務」又は「同種研究、類似研究」については、6 ページ別表 1 の業務実績欄を参照すること。

4 選定スケジュール

令和 4 年 6 月 28 日（火）公募開始

令和 4 年 7 月 5 日（火）午後 5 時までに必着 質問書提出期限

令和 4 年 7 月 13 日（水）午後 5 時までに必着 参加申請書等提出期限

令和 4 年 7 月 22 日（金）午後 5 時までに必着 企画書等提出期限

令和 4 年 8 月 22 日（月）選定結果通知（予定）

令和 4 年 8 月 30 日（火）契約（予定）

5 提出書類等

(1) 質問書

本実施要領及び業務仕様書の内容についての質問は、「質問書（様式 1）」により電子メールで受け付ける。電子メールを送付したときは、その旨を下記エの電話番号まで連絡し確認すること。

なお、電話やファックスによる質問の受付は行わない。

また、説明会は行わない。

ア 宛先

kensetsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp

イ 受付期間

令和 4 年 6 月 28 日（火）から令和 4 年 7 月 5 日（火）午後 5 時までに必着

ウ 質問への回答

令和4年7月8日(金) 午後5時までに、静岡市(建設政策課) ホームページに掲載

※ 個別には回答しない

エ 電話番号

054-221-1199

(2) プロポーザル参加申請書

参加意向のある者は、下記のプロポーザル参加申請書等を次のとおり郵送(書留郵便に限る。)又は持参によって提出すること。

ア 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡市役所静岡庁舎新館6階)

静岡市 建設局 土木部 建設政策課 総務用地係

イ 受付期間

令和4年6月28日(火) から令和4年7月13日(水) 午後5時までに必着

※ 持参の場合は、土日及び祝日を除く①午前9時～正午、②午後1時～午後5時

ウ 提出書類

① プロポーザル参加申請書(様式2) 1部

② 会社概要書(様式3) 1部

③ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式4) 1部

④ 商業登記簿謄本(直近3カ月以内のもの) 1部(コピー可)

(3) 企画書等及び見積書

企画書、提案書、実施体制及び業務実績(以下、「企画書等」という。)並びに見積書の提出は、別表1に掲げる提出書類、記載内容及び提出部数のとおり郵送(書留郵便に限る。)又は持参によって提出すること。

ア 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡市役所静岡庁舎新館6階)

静岡市 建設局 土木部 建設政策課 総務用地係

イ 受付期間

令和4年6月28日(火) から令和4年7月22日(金) 午後5時までに必着

※ 持参の場合は、土日及び祝日を除く①午前9時～正午、②午後1時～午後5時

6 企画書等及び見積書作成の留意事項

(1) 企画書等及び見積書の作成

作成にあたり、次の事項に留意すること。

ア 用紙サイズは、指定の様式以外は、A4版縦、横書き(工程計画はA4版横でも可とする。)を原則とする。

イ 提案書は5ページを上限とすること。

ウ 提案書の作成にあたっては、業務仕様書「5業務内容」に沿って記載すること。

エ 提案書、実施体制及び業務実績は、散逸しないよう綴ること。

オ 提案書、実施体制及び業務実績には、会社名等の表示及び参加者が特定できる表現はしないこと

カ 見積書は、業務仕様書及び企画書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し、次の事項に留意して作成すること。（業務に係る積算内訳も明示すること。）

① 消費税及び地方消費税に伴う見積金額の記入方法

見積書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額（免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額）を記入すること。

なお、決定金額及び契約金額は、見積書に記入された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、単価契約の場合は端数の切り捨ては行わない。）とする。

② 見積書の金額の数字及び記載事項の訂正

見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0 -

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は、認めない。

(2) 参加が無効になる場合

企画書等及び見積書が次のいずれかに該当する場合には、参加を無効とする。

ア 参加資格を満たさなくなった場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

ウ 選考の公平性を害する行為をした場合

エ 上限額を超過する見積書を提出した場合

オ 提出期限を超過した場合

7 選考方法

プロポーザル審査会において、別表2に定める審査基準に基づく合計点数の最高得点を得た者を本業務の契約予定者とする。ただし、最高得点を得た者が複数いた場合は、見積金額の最も低い者を選定する。さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きで選定する。

なお、最高得点を得た者と協議が整わない場合など契約に至らない場合は、次点者と協議する。

8 選定結果通知

選定結果は、令和4年8月22日（月）（予定）に契約予定者として特定された者に対し、「特定通知書」を通知する。

契約予定者として特定されなかった者に対しては、「非特定通知書」を通知する。

なお、選定結果等の問合せには応じられない。

9 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、契約を締結する手続を行う。

10 注意事項等

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とするほか、特定の分野に精通している者にしかわからない専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (2) 提出書類の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、企画書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出書類の提出期限後は、記載された内容の変更を認めない。
また、企画書等に記載した配置予定者は、原則変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により配置できなくなった場合は、同程度以上の資格及び経験を有する者をもってこれに代えることができる。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が本案件に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

11 事務局（問合せ先）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎新館6階）

静岡市 建設局 土木部 建設政策課 総務用地係 担当：花村

電話：054-221-1199

F A X：054-221-2480

メール：kensetsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp

別表 1 提出書類

※提案書、実施体制、業務実績には、会社名等の表示及び参加者が特定できる表現はしないこと

提出書類		記載内容		提出部数
企画書	(様式5)	代表者名を及び代表者印を捺印の上、提出すること		1部
提案書	(任意様式)	実施方針	業務目的などを理解し、業務を取組むうえでの基本的な考え方を簡潔に記載すること。	11部
		業務内容	業務仕様書「5業務内容」に沿って、効果的な提案を記載すること。 適切な実施手順や有益な代替案、重要事項の指摘などを記載すること。 策定するプランの目次案を提案すること。	
		課題解決案	①静岡市のインフラ分野における最も重要と考える課題と解決策を明記すること。 ②課題の選択について、実施要領P1「2(6)」に記載されている資料を参考にすること。	
実施体制	(様式6)	管理技術者及び担当技術者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格を記載すること。 管理技術者及び担当技術者の経歴書、保有資格者証写しを添付すること。		11部
	(任意様式)	本市との打合せ、連絡体制を記載すること。 実施体制の特徴を記載すること。		11部
業務実績 (企業)	(様式7)	平成24年4月1日以降、同種又は類似業務の完了実績を、10件を上限にすべて記載すること。 同種業務：国・特殊法人・地方公共団体等が発注する建設DXの導入・推進に関する業務 類似業務：国・特殊法人・地方公共団体等が発注するDXに関連した業務改善検討に関する業務		11部
見積書	(任意様式)	業務仕様書及び企画書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。 本業務の委託料の上限額は、5,777,000円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)である。 契約時に再度、見積書の提出を求める。		1部

※提案書の記載にあたっては、業務仕様書「5 業務内容」の実施事項に沿って記載すること。

別表 2 審査基準

審査項目	着眼点	審査基準	配点
継続教育 取組実績	管理技術者の C P Dの取得 状況	管理技術者の公示日から過去2年以内のC P Dの取得状況について、C P Dの証明があり、かつ各団体が推奨する単位を満たしているか。	5
資格要件	管理技術者の 資格要件等	管理技術者がいずれかの資格を所持しているか。 ①・技術士 総合技術監理部門（建設部門、情報工学部門、電気電子部門） ・技術士 建設部門、情報工学部門、電気電子部門 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級） ・空間情報総括監理技術者 ・情報処理技術者（プロジェクトマネージャー） ②・R C C M ・土木学会認定技術者（1級）	10
提案書	実施方針	業務目的などに対する理解度が高く、業務に取り組む上での考え方についての的確に提案されているか。	10
	業務内容	・業務の理解度が高いか。 ・実施手順が適切か。 ・有益な代替案や重要事項の指摘があるか。	15
	課題解決案	課題解決案が、適格性、実現性、具体性の観点からみて優れているか。	40
実施体制	業務実施体制 の妥当性	実施体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識、経験、資格等を有する管理技術者及び担当技術者が配置されているか。 業務実績に記載された業務を管理技術者及び担当技術者が直接実施しているか。 本市との連絡体制が明確に示されており、速やかな対応を行う実施体制が整っているか。	15
業務実績 (企業)	同種又は類似 業務等の実績	過去10年の同種又は類似業務等の実績があるか。 ①平成24年4月1日以降公示日までに完了した同種業務の実績 同種業務：国・特殊法人・地方公共団体等が発注する建設D Xの導入・推進に関する業務 ②平成24年4月1日以降公示日までに完了した類似業務の実績 類似業務：国・特殊法人・地方公共団体等が発注するD Xに関連した業務改善検討に関する業務	5
合計			100

